

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく  
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市町村長のうち、能代市長から別添のとおり意見がありました。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、準備書においては、これらを可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。
- (4) 既設風力発電機の撤去工事を風力発電機の新設工事と並行して実施する計画であることから、準備書においては、撤去に係る工事計画を可能な限り明確にするとともに、撤去工事の実施に伴う環境影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音

新設風力発電機の稼働に伴う騒音の影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月環境省）に示されている指針値や、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）の残留騒音の算出方法等を踏まえ、既設風力発電機の寄与や残留騒音の妥当性について精査した上で、適切に調査、予測及び評価すること。

### (2) 動物

ア 対象事業実施区域周辺ではチュウヒの営巣や繁殖行動が確認されているほか、同区域周辺に位置する小友沼や八郎潟干拓地は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地であるため、周辺は主要な渡り経路である可能性がある。加えて、周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を増やす等、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 新設風力発電機の稼働に伴う鳥類及びコウモリ類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、既設風力発電機におけるバードストライク及びバットストライクの調査回数を必要に応じて増やす等、適切な状況把握に努めるとともに、国内外の最新の知見や事例等を集積し、可能な限り予測及び評価に反映すること。

### (3) 植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、自然景観資源である「風の松原」が広く分布していることから、工事の実施に伴う樹木の伐採を極力回避するよう、風力発電機の規模や配置等を検討するとともに、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に伴う影響についても、専門家等の助言を踏まえ、十分配慮した計画とすること。

イ 対象事業実施区域には外来種であるニセアカシヤが侵入しているため、マツ林を伐採後に重機で整地した場合、一斉にニセアカシヤが発芽する可能性があることから、海岸植生の維持のため、専門家等の助言を踏まえ、分布拡大を防止するよう適切な措置を検討すること。

### (4) 景観

対象事業実施区域の周辺には住居等が存在し、また新設風力発電機は既設風力発電機より大型化することから、日常的な生活環境の場からの景観も勘案し、必

要に応じて調査地点を追加する等、眺望景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(5) その他

事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討すること。

